

北上市教育委員会訓令第1号

事務局及び教育機関

北上市共同学校事務室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

北上市共同学校事務室規程の一部を改正する訓令

北上市共同学校事務室規程（令和5年北上市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 前項の各推進室が所掌する学校は、次の表のとおりとする。		(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 前項の各推進室が所掌する学校は、次の表のとおりとする。	
推進室名	所掌する学校	推進室名	所掌する学校
東部推進室	黒沢尻東小学校、黒沢尻西小学校、東桜小学校、北上中学校及び <u>東陵中学校</u>	東部推進室	黒沢尻東小学校、黒沢尻西小学校、東桜小学校、北上中学校及び <u>上野中学校</u>
北部推進室	黒沢尻北小学校、二子小学校、更木小学校、 <u>上野中学校</u> 及び北上北中学校	北部推進室	黒沢尻北小学校、 <u>飯豊小学校</u> 、二子小学校、更木小学校、 <u>飯豊中学校</u> 及び北上北中学校
南部推進	南小学校、鬼柳小学校、いわさき小学校、 <u>和賀</u>	南部推進	南小学校、鬼柳小学校、いわさき小学校、南中

室	<u>東小学校、南中学校及び和賀東中学校</u>	室	学校及び <u>江釣子中学校</u>
西部推進室	<u>飯豊小学校、江釣子小学校、和賀西小学校、笠松小学校、飯豊中学校、江釣子中学校及び和賀西中学校</u>	西部推進室	江釣子小学校、和賀西小学校、笠松小学校、 <u>和賀東小学校、和賀西中学校及び和賀東中学校</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。